



国 港 経 第 4 7 号
3 1 港 経 振 第 3 8 0 号
令 和 元 年 1 0 月 2 3 日

利 用 者 様

国土交通省港湾局長

高 田 昌 衍



東京都港湾局長

古 谷 ひ ろ み



東京港コンテナターミナルにおける長期蔵置貨物の解消について

東京港ではコンテナ貨物取扱量が伸び続けている一方で、一部のコンテナターミナルのゲート前において交通混雑やトラック運転者の長時間待機が発生していることが課題となっております。

さらに、来年の東京 2020 大会において多くの競技会場が臨海部に配置され、多数の大会関係車両が走行することから、港湾関係車両との輻輳によって深刻な交通混雑が発生することが懸念されております。

こうした中、東京港のコンテナターミナル内の蔵置貨物量が、東京 2020 大会及びその前後の期間に増加することにより作業効率が低下し、コンテナターミナルのゲート前での交通混雑の発生や貨物の停滞による物流への影響を懸念しております。

そのため、東京 2020 大会開催までにヤード内の長期蔵置貨物を解消し、作業効率を確保することが重要と考えております。現在でも実入蔵置貨物の 1 割程度は 2 週間を超えて蔵置されており、ヤード内の蔵置貨物量の適正化と荷役効率の改善には、長期蔵置貨物の解消が必要不可欠な状況となっております。

つきましては、下記の取組について特段のご配慮とご協力を賜りますようお願い申し上げます。本取組につきましては、全てのコンテナターミナルの利用者様に速やかにかつ確実に実施していただくことにより、初めて大きな効果に結びつくものと考えております。

東京 2020 大会の成功と首都圏の物流機能の維持との両立を図るため、国及び東京港の関係者が一丸となって混雑対策に取り組んでまいりますので、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- 1 2019 年 12 月からは、全ての貨物において、無料保管期間（フリータイム）の延長を行わず、貨物の早期搬出にご協力をお願いいたします。
- 2 デマレッジ（フリータイムを超えてコンテナヤードに留置された場合に課される超過保管料）についても、適切な運用へのご理解をお願いいたします。